

議第53号

檀原市議会情報公開条例の一部改正について

檀原市議会情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月12日提出

提出者	檀原市議会議員	大北かずすけ
賛成者	檀原市議会議員	榎尾幸雄
〃	〃	檜本利明
〃	〃	大保由香子
〃	〃	松木雅徳
〃	〃	原山大亮
〃	〃	うすい卓也
〃	〃	細川佳秀

檀原市議会情報公開条例の一部を改正する条例

檀原市議会情報公開条例(平成11年檀原市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの」を「、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図面、写真(これらが含まれる磁気ディスクを含む。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に改める。

第7条に次の1項を加える。

- 2 公開請求に係る議会情報に前条第1項第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴い、個人情報の定義等が改められたため、所要の改正を行うもの